

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付規程

(目 的)

第1条 この規程は、保育士修学資金貸付等制度実施要綱（平成 28 年 2 月 3 日付け厚生労働省発雇児 0203 第 3 号厚生労働事務次官通知。以下「要綱」という。）、保育士修学資金貸付等制度の運営について（平成 28 年 2 月 3 日付け雇児発 0203 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下「局長通知」という。）及び茨城県保育士修学資金等貸付事業実施要領（平成 28 年 5 月 25 日付け子家第 170 号茨城県保健福祉部長通知）に基づき、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する要綱第 1 の 1 に規定される保育補助者の雇上に必要な費用（以下「雇上費」という。）の貸付方法及び事務手続等を規定し、適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付対象者等)

第2条 雇上費の貸付対象者は、次の各号のいずれかの要件を満たす茨城県（以下「県」という。）内の施設又は事業者（以下「事業者等」という。）とする。

(1) 新たに保育補助者の雇上を行う次のアからウの事業者等

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（ただし地方公共団体が運営するものを除く。）

イ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う者（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条に規定する地域型保育給付費又は同法第 30 条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。以下ウの事業において同じ。）

ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う者

(2) 特に保育士の業務負担を軽減する取組を行っている前号アからウの事業者等で本会会長（以下「会長」という。）が適当と認める者

2 雇上費の貸付期間は、保育補助者が保育所等に勤務する期間とする。ただし、当該保育所等に勤務を開始した日から起算して 3 年間を限度とする。

3 雇上費の貸付額は、年額 2,953,000 円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の 4 月 1 日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が 2 割以上の施設又は事業所において、貸付により 2 人以上の保育補助者を雇い上げる場合は、年額 2,215,000 円以内を加算し、貸付額を年額 5,168,000 円以内とすることができるものとする。

(貸付金の利子)

第3条 雇上費は無利子とする。

(雇上費貸付けの申請)

第4条 雇上費の貸付を受けようとする事業者等は、雇上費貸付申請書（第1号様式）に、次の各号に規定する貸付の申請に必要な書類等を添えて会長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する要件を証する書類
- (2) 事業所等が実施する保育士等の業務環境の改善内容等を記載した保育業務環境改善計画書（第2号様式）
- (3) 事業所等が実施する保育補助者が保育士の資格取得をするための支援内容等を記載した保育士資格取得支援計画書（第3号様式）
- (4) 保育補助者による誓約書（第4号様式）
- (5) その他会長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第5条 雇上費の貸付を受けようとする者は、連帯保証人を1名立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者とする。
- 3 連帯保証人は貸付を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。
- 4 借受人は、連帯保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他連帯保証人として適当でなくなったときは、速やかに連帯保証人変更届（第5号様式）を会長に届け出、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定)

第6条 会長は、第4条による申請があったときは、茨城県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の選考を経て、貸付の可否を決定するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により貸付の可否を決定したときは、その旨を貸付けを受けようとする事業者等に通知するものとする。
- 3 運営委員会の設置について必要な事項は会長が別に定める。

(貸付契約)

第7条 前条の規定による貸付決定の通知を受けた者は、通知を受けた日から15日以内に、収入印紙を貼付した雇上費借用証書（第6号様式）を会長に提出しな

ければならぬ。

- 2 前項の期間内に契約を締結しない者は、本規程による雇上費の借受けを辞退したものとみなす。

(雇上費の交付)

第8条 会長は、前条第1項の規定により契約を締結したときは、速やかに雇上費に係る貸付金を口座振替の方法により交付するものとする。

- 2 雇上費は、借受人に対し原則として年4回交付するものとする。

(届出義務等)

第9条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 雇上費に係る貸付金の借受けを辞退するとき (第7号様式)
- (2) 借受人又は連帯保証人の住所・氏名その他の重要な事項に変更があったとき (第8号様式)
- (3) 保育補助者に係る要件に重要な変更 (休職・退職・死亡など) があったとき (第9号様式)

(貸付契約の解除及び貸付の休止)

第10条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、雇上費に係る貸付契約を解除するものとする。

- (1) 貸付契約の解除を申し出たとき
 - (2) 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき
 - (3) 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき
 - (4) 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき
 - (5) その他雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- 2 会長は、借受人に対し、保育補助者が疾病その他の理由により休職したときは、

当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで雇上費に係る貸付けを行わないものとする。

- 3 会長は、貸付契約を解除又は貸付を休止したときは、その旨を借受人に対し通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

第 11 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けた雇上費の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 雇上費に係る貸付を受けた県の区域内の保育所等において、保育補助者が保育の補助等（以下「保育補助業務」という。）に従事し、かつ貸付を受ける期間中に保育士の資格を取得したとき又は当該貸付終了後 1 年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときその他これに準ずるものとして会長が認めるとき
- (2) 保育補助者が、前号に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(返 還)

第 12 条 借受人が次の各号のいずれかに該当するとき（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、会長が定める金額を返還しなければならない。

- (1) 第 10 条の規定により雇上費に係る貸付契約が解除されたとき
 - (2) 保育補助者が、雇上費に係る貸付を受けた県の区域内の保育所等において、第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事しなかったとき
 - (3) 借受人が、雇上費に係る貸付を受けた県の区域内において、第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき
 - (4) 保育補助者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- 2 雇上費の返還期間は、貸付を受けた期間の 2 倍に相当する期間（第 15 条の規定により返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）内に返還しなければならない。
- 3 返還方法は、月賦、半年賦の均等払い、又は一括払いによるものとする。ただし、均等払いにおいて繰り上げて返還することを妨げない。

- 4 1 回当たりの返還額は、原則として返還債務を返還回数で除した額とし、会長が別に定めるものとする。

(返還計画書等)

第13条 借受人は第10条第1項の規定により契約を解除されたとき又は保育補助者の雇上が修了したときは、当該事由の発生した日から15日以内に雇上費返還計画書(第10号様式。以下「返還計画書」という。)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の返還計画書を審査の上、借受人に雇上費に係る貸付金の返還方法及び返還額を通知するものとする。

(返還計画の変更届等)

第14条 借受人は、前条第2項の規定により通知を受けた返還額及び返還方法を変更しようとするときは、雇上費返還計画変更届(第11号様式。以下「返還計画変更届」という。)を会長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の返還計画変更届を審査の上、借受人に返還額及び返還方法を通知するものとする。

(返還債務の履行猶予)

第15条 会長は、借受人又は保育補助者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が継続する期間、履行期限の到来していない返還の債務(以下「返還債務」という。)の履行を猶予できるものとする。なお、猶予する期間は、原則として1年以内とする。

(1) 保育補助者が、雇上費に係る貸付を受けた県の区域内で保育補助業務に従事しているとき

(2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事情があるとき

- 2 借受人は、前項の規定により雇上費に係る貸付金の返還債務の履行の猶予を申請する場合は、雇上費返還猶予申請書(第12号様式)に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 当該雇上費に係る保育補助者の業務従事届(第13号様式)

(2) 災害その他やむを得ない事情を証する書類

- 3 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を当該借受人に通知するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第 16 条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡、又は障害により返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき

返還債務の全部又は一部

(3) 保育補助者が県の区域内の保育所等において、貸付終了後 1 年以上保育補助業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

2 前項第 3 号により免除する返還債務の額は、保育補助者が前項第 3 号に規定する業務に従事した月数を、借受人が貸付を受けた月数（この月数が 24 に満たないときは、24 とする。）の 3 分の 4 に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは 1 とする）を返還債務の額に乗じて得た額とする。

(返還免除の申請等)

第 17 条 返還債務の免除を受けようとする借受人は、雇上費返還免除申請書（第 14 号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を当該借受人に通知するものとする。

(勤務期間の計算)

第 18 条 返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、保育補助者が雇上費の貸付終了後に保育補助業務に従事した日の属する月から保育士の資格取得の成否が判明した日の属する月又は保育補助業務に従事なくなった日の属する月までの月数による。

(延滞利子等)

第 19 条 借受人は、正当な理由がなく返還期限までに雇上費を返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべ

き額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、返還すべき日とは、最終返還日の属する月の末日とする。

(委 任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 10 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 16 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 15 日から施行し、平成 28 年 10 月 5 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 11 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、改正後の規定の適用の際、現に貸し付けられている貸付金に係る延滞利子については、改正後の規程第 19 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。